

青森県報

号外第三十八号

平成十九年四月一日
(日曜日)

告
目
示
次

地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託
男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使
用料の徴収事務の委託.....
県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の
徴収事務の委託.....

參男青	振市
女少	興畠
画共年	課村
課同・	：
：	：
三	一

（みこらい）
（課も）

(隨喜福祐誤) :

(開政發能課力) 二

(觀光企劃課) 三

同 同

改國體善經課堂

(畜產課)

卷之三

整備誤

(港灣空港課) 五

青森県営柳町駐車場使用料及び青森県営駐車場使用料の徴収事務の委託	(都市計画課)	五
十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収事務の委託	(同)	五
青森市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(建築住宅課)	五
弘前市及び黒石市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(同)	六
八戸市に所在する県営住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(同)	六
五所川原市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(同)	六
むつ市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(同)	六
新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室等に係る使用料の収納事務の委託	(同)	六
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例に基づく手数料の収納事務の委託	(警察本部) （交通規制課）	七
青森県病院事業条例による駐車場使用料の収納事務の委託 (経営管理課)	七	
青森県立つくしが丘病院に係る使用料の収納事務の委託	(同)	七
で、同条第二項の規定により告示する。	(同)	七
告示		
青森県告示第一百六十七号		
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人地域総合整備財団に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。		

告示

青森県告示第一六七号

青森県知事
三 村 申 吾

青森県告示第一百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの間ににおける男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
A STAC・G（アスタクグループ）	青森市本町一丁目七の五
株式会社阿部重組	青森市自由ヶ丘二丁目三の三
芝管工株式会社	青森市第一問屋町四丁目一の三〇
株式会社テレコム青森	青森県告示第一百六十九号

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、日本赤十字社に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの間ににおける青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

青森県告示第一百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、三沢市に對し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの間ににおける青森県駐留軍従業員等健康福祉センターに係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、工藤甲人展実行委員会に對し、平成十九年四月一日から同年五月六日までの間ににおける青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人日本保育協会に對し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの間ににおける保育士登録手数料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定

により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社ジェイティービー及び株式会社日本旅行に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人棟方志功記念館に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける青森県立美術館に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称

住 所

つがる弘前農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目一の一
相馬村農業協同組合	弘前市大字五所字野沢二三の一
津軽石川農業協同組合	弘前市大字石川字家岸四五の三
黒石市農業協同組合	黒石市一番町一一六
津軽みなみ農業協同組合	平川市本町北柳田一三の八
浪岡農業協同組合	青森市浪岡大字浪岡字細田八七
津軽尾上農業協同組合	平川市原大野三六の一
常盤村農業協同組合	南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田一一
木造町農業協同組合	つがる市木造森山三三の一
つがるにしきた農業協同組合	つがる市稻垣町豊川富川一の一九
いたやなぎ農業協同組合	北津軽郡板柳町大字福野田字実田九二の一
いしょがわら市農業協同組合	五所川原市大字野里字奥野一〇〇
野辺地町農業協同組合	上北郡野辺地町字野辺地一の五一
横浜町農業協同組合	上北郡横浜町字寺下三四の一
とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山一の三一一
八甲田農業協同組合	三沢市大字三沢字堀口一六の七
おいらせ農業協同組合	

ももいし農業協同組合	上北郡おいらせ町上前田七の三	
下田町農業協同組合	上北郡おいらせ町馳下り五五	
らぐのう青森農業協同組合	上北郡野辺地町字大月平三三の一	
十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八	
倉内地区酪農農業協同組合	上北郡六ヶ所村大字倉内字笛崎八六八の一	
八戸広域農業協同組合	八戸市大字尻内町字内矢沢二の五	
まへち農業協同組合	三戸郡三戸町大字二日町四一	
しんせい五戸農業協同組合	三戸郡五戸町字博労町二二の一	
田子町農業協同組合	三戸郡田子町大字田子字天神堂平七六	
はまなす農業協同組合	むつ市横迎町一丁目一一の三五	
斗南丘酪農業協同組合	むつ市大字田名部字内田四二の六〇〇	
あすなる農業協同組合	青森市大字石江字江渡五九の一三	
新あおもり農業協同組合	青森市大字平新田字池上一一の一四	
東つがる農業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一一	
青森県信用農業協同組合連合会	青森市東大野二丁目一の一五	

の間における林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県告示第一百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、社団法人青い森農林振興公社に対し、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおける青森県酪農振興センターに係る使用料等の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第二号に規定する漁船に係る岸壁、物揚場及び桟橋の漁港施設使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 委託期間

平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

二 受託者及び漁港施設使用料の収納すべき範囲

青森県告示第一百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、

青森県森林組合連合会に対し、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

名 称（氏名）	受 託 者
所在地（住所）	漁港施設使用料の収納すべき範囲

株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四
八戸みなど漁業協同組合	八戸市大字白銀町字島下九五
鰺ヶ沢漁業協同組合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇〇
大畠漁業協同組合	九むつ市大畠湊村一
三沢市漁業協同組合	三沢市港町一丁目一
青森県告示第一百八十号	受託者が取扱つた漁船の漁獲物の水揚金額に応ずる漁港施設使用料

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける青森空港駐車場に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

名 称	住 所
青森県知事 三 村 申 吾	五所川原市大字金山字亀ケ岡四六の一八

青森県告示第一百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける青森県営柳町駐車場使用料及び青森県営駐車場使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

名 称	住 所
東洋建物管理株式会社	青森市橋本一丁目七の三

青森県告示第一百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、十和田市に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県告示第一百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける青森市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに青森市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

名 称	住 所
青森県知事 三 村 申 吾	青森市新町二丁目四の一

青森県住宅供給公社

平成19年4月1日 日曜日

青森県告示第一百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの間ににおける弘前市及び黒石市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに弘前市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
県営住宅等運営管理グル 株式会社農産管理 青森設備工業株式会社	青森市大字大野字前田二二の一 青森市篠田三丁目一一の五四

青森県告示第一百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの間ににおけるハ戸市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の八六五

青森県告示第一百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの間ににおける五所川原市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに五所川原市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
株式会社サン・コーポレー シヨン	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八

青森県告示第一百八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの間ににおけるむつ市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びにむつ市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
野村建設株式会社	むつ市旭町六の六

青森県告示第一百八十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、

財団法人青森県体育協会に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室、スタジオ、カウンセリング室、メンタルトレーニング室及びリコンディシング室に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第一百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人青森県交通安全協会に対し、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）第一条第一号に基づく手数料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

公 営 企 業

青森県病院事業告示第三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第一百九十一号）第三十三条の一の規定により、次に掲げる者に対し、青森県立つくしが丘病院に係る平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業告示第四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第一百九十一号）第三十三条の一の規定により、次に掲げる者に対し、青森県立つくしが丘病院に係る平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成十九年四月一日

名 称	住 所
株式会社青森電子計算センター	青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

名 称	住 所
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田一丁目一八の七

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

平成十九年四月一日

(発行所 青森市 青長・島 一行人) 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二番 奥間町 印刷 株式 会社) 印 刷 三 丁 目 七 番 七 社

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行